

物理チャレンジ実行委員会規程

令和6年3月22日 理事会承認

(総則)

第1条 物理チャレンジ実行委員会(以下「委員会」という。)は、全国物理コンテスト「物理チャレンジ」の企画実施、及び教材開発に関わる事業を行う。このために以下の部会を設置する。

(1)第1チャレンジ部会：

第1 チャレンジの企画・実施に係る業務および教材開発に関する事項を担当する。

(2)理論問題部会：

第2 チャレンジ理論問題コンテストに係る業務および教材開発に関する事項を担当する。

(3)実験問題部会：

第2 チャレンジ実験問題コンテストに係る業務および教材開発に関する事項を担当する。

(4)現地実行部会：

第2 チャレンジの円滑な実施に係る業務を担当する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、物理チャレンジ実行委員会委員長(以下「委員長」という。)、物理チャレンジ実行委員会副委員長(以下「副委員長」という。)、第1チャレンジ部会長、理論問題部会長、実験問題部会長によって構成され、委員長は委員会を招集し、会務を主宰する。

(委員長・副委員長)

第3条 委員長、副委員長は、前期委員会の推薦に基づいて理事長が任命する。委員長、副委員長の任期は9月よりはじまる2年間とし、再任を妨げない。任期途中で退任した場合、新委員長(あるいは副委員長)の任期は、退任した委員長(あるいは副委員長)の残りの任期とする。

(部会長・副部会長)

第4条 部会に部会長1名、副部会長を若干名おき、部会の業務を主宰する。部会長、副部会長は部会の推薦に基づいて理事長が任命する。任期は9月よりはじまる1年間とし、再任を妨げない。任期途中で退任した場合、新部会長(あるいは副部会長)の任期は、退任した部会長(あるいは副部会長)の残りの任期とする。

(部会員)

第5条 現地実行部会以外の部会の部会員は物理学関連の研究あるいは教育に従事している者、あるいは物理学関連の教育に実績のある者で、本法人の目的に賛同してその活動及び事業を推進する意欲をもつ個人であること。新たな部会員を迎える場合は、原則、9月末までに各部会で承認を得た上で、部会の推薦に基づき理事長が面接を行って委嘱する。

(現地実行部会)

第6条 現地実行部会は現地実行部会長、理事長、委員長、副委員長、理論問題部会長、実験問題部会長、および、現地実行部会長が必要と認める機関代表や個人をもって構成する。

(委員会・部会開催)

第7条 委員会は各年期の終わり、および適宜必要な時期に、委員長が招集して開催する。現地実行部会以外の部会は、各年期の初めと終わり、および適宜必要な時期に、各部会長が招集して開催する。現地実行部会は適宜、現地実行部会長が招集して開催する。

付則：本規程は、令和6年3月22日より施行する。本規程の改廃は、理事会の議決により行う。